

第三 問

次の文章を読んで、後の設問に答えよ。ただし、設問の都合で送り仮名を省いたところがある。

于公^ウ為^ハ三^リ県^ノ獄史、郡^ノ決曹。決^{スルコト}獄平^ヲ、羅^{ラカニシテ}文^ニ法^モ者、于公^ノ所^ハ決^{スル}皆不^レ

恨^ミ。

東海^ニ有^リ二^リ孝婦^一、少^{わかクシテ}寡^{トナリ}、亡^シ子。養^{フコト}姑^{シウとめヲ}甚^ダ謹^ム。姑^ハ欲^レ嫁^レ之、終^レ不^レ肯[。]姑

謂^{ヒテ}隣^ニ人^ニ曰^{ハク}、「孝婦^ニ事^ス我^ノ勤^ク苦^ク。哀^{レム}其^ノ亡^レ子^ヲ守^ル寡[。]我^ハ老^{イテ}久^{シク}累^ニ丁^ニ壯^ニ、

奈^セ何^{セント}。其^ノ後^ニ姑^ハ自^ラ經^ビ死^ス。姑^ハ女^ヲ告^グ吏^ニ、「婦^ハ殺^{スト}我^ガ母^ヲ」。吏^ハ捕^{ラフ}二^リ孝婦^一。孝

婦^ハ辞^ス不^トレ殺^サレ^ト姑^ヲ。吏^ハ驗^{スル}治^{スル}、孝婦^ハ自^ラ誣^シ服^ス。具^テ獄^ニ上^レ府^ニ。于公^ハ以^モ為^{ハク}此^ノ婦

養^{フコト}姑^ヲ十^ニ余^ニ年^一、以^テ孝^ヲ聞^カ、必^ズ不^レ殺^サレ^ト也。太守^ハ不^レ聽^カ、于公^ハ争^フ之^ヲ、弗^レ能^ハ得^ル。

乃^チ抱^キ其^ノ具^ヲ獄^ニ、哭^ク於^シ府^ニ上^ニ、因^リ辞^シ疾^ト去^ル。太守^ハ竟^ツ論^ニ殺^ス二^リ孝婦^一。

郡中枯旱^{かんスルコト} 三年。後太守至^リ、卜筮^{ぼくぜい}其故^ヲ。于公曰^{ハク}、「孝婦不^ル当^{タラ}死^ニ、前太守疆断^{しヒテズ}之^ヲ。咎党^{とがもシクハ}在^ル是^ニ乎^ト」。於是太守殺^シ牛^ヲ、自祭^ラ孝婦冢^{ノツカヲ}、因^{リテ}表^ス其墓^ニ。天立^{たちどころニ}大雨^{イニフリ}、歲孰^{じゅくス}。郡中^f以^テ此大敬^ヲ重^ク于公^ヲ。

(『漢書』による)

〔注〕

- 獄史、決曹——裁判をつかさどる役人。
- 文法——法律。
- 東海——郡の名。
- 丁壯——若者。
- 驗治——取り調べる。
- 具獄——裁判に関わる文書一式。
- 府——郡の役所。
- 太守——郡の長官。
- 枯旱——ひでり。
- 表——墓標を立てる。
- 孰——熟と同じ。

設
問

(一) 傍線部 a・c・d を現代語訳せよ。

(二) 「姑欲嫁之、終不肯」(傍線部 b) を、人物関係がわかるように平易な現代語に訳せ。

(三) 「于公争之、弗能得」(傍線部 e) とはどうか、わかりやすく説明せよ。

(四) 「郡中以此大敬重于公」(傍線部 f) において、于公はなぜ尊敬されたのか、簡潔に説明せよ。